

(その1)

収支報告書

※該当箇所にすること

(ふりがな)

ふくだあきおこうえんかいせいじけいざいけんきゅうかい

1 政治団体の名称

福田あきお後援会政治経済研究会

2 主たる事務所の所在地

〒 321-2335

日光市森友781-3

3 代表者の氏名

福田 昭夫

4 会計責任者の氏名

塚原 和広

5 令和 3 年分

事務担当者の氏名

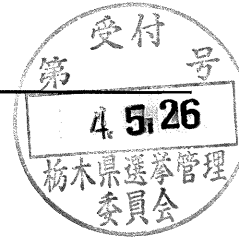
塚原 和広

(電話) 0288-21-4182

事務担当者の氏名

阿久津 正典

(電話) 0288-21-4182



政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

福田 昭夫

公職の種類

衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)

- 有
 - 無
- 公職の種類 衆議院議員(現職)
 資金管理団体の届出をした者の氏名 福田 昭夫

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※ 受付	5/6
審査	5/26
入力	6/8
番号	0460018
修正	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	8,710,376
(前年からの繰越額)	4,056,365
(本年の収入額)	4,654,011
支 出 総 額	2,947,222
翌年への繰越額	5,763,154

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
人 員	人

(2) 寄 附		0
① 寄附 (②を除く。) の区分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個人からの寄附	4,554,000	
(ア)のうち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	100,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	4,654,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
② 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (① + ②)	4,654,000	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (円)	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	2,297,961	
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	104,415	
(4) 事 務 所 費	317,361	
小 計	2,719,737	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	227,485	
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	227,485	
合 計	2,947,222	

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
FAX機代	31,196	令和3年9月20日	株式会社ヤマダデンキ	高崎市栄町1-1	
この頁の小計	31,196				
その他の支出	73,219				
合計	104,415				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（賃借料）	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所賃借料	100,000	令和3年9月25日	滝田昌宏	高根沢町石末295	
事務所賃借料	100,000	令和3年9月25日	篠原操	塩谷町玉生750-2	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（通信費）	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送費	49,471	令和3年10月14日	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	49,471				
その他の支出	1,890				
合計	51,361				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費（事務管理費）	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査報酬	66,000	令和3年6月21日	川津税理士事務所	日光市土沢1851番地80	
この頁の小計	66000				
その他の支出	0				
合計	66,000				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。

(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		組織活動費（行事・会議費）	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会館使用料	20,000	令和3年4月16日	報徳二宮神社	日光市今市743	
会館使用料	20,000	令和3年5月1日	報徳二宮神社	日光市今市743	
会館使用料	20,000	令和3年7月6日	報徳二宮神社	日光市今市743	
会館使用料	20,000	令和3年9月13日	報徳二宮神社	日光市今市743	
会場費	50,000	令和3年10月17日	有限会社ホテル清水荘	さくら市氏家2433	
会議費代	44,471	令和3年12月4日	有限会社マस्या	日光市並木町11番地5	
食事代	27,590	令和3年12月11日	有限会社上州屋	鹿沼市楡木町327-1	
この頁の小計	202,061	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	25,424				
合計	227,485				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月26日

政治団体の名称

福田あきお後援会政治経済研究会

会計責任者の氏名

塚原 和広



代表者の氏名（代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

⑨

政治資金監査報告書

令和4年5月25日

福田あきお後援会政治経済研究会

代表 福田 昭夫 殿

登録政治資金監査人 川津 一弘

登録番号 第 1679

研修終了年月日 平成21年10月15日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、福田あきお後援会政治経済研究会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

(4) この政治資金監査は、福田あきお後援会政治経済研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

福田あきお後援会政治経済研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上